

第6章 食品衛生業務

食品衛生課において、食品等に起因する事故を防止するため、営業施設に対する監視指導、食品の検査、衛生教育等の業務を行っている。

1 食品営業施設の監視指導

飲食店営業、食品製造業及び大規模小売店等食品関係施設に対し、許認可及び監視指導を実施した。

(1)－1 旧食品衛生法に基づく許可営業(令和3年5月31日までに許可を受けた施設)

	地区別施設数				許可取扱数		廃業件数	監視指導件数
	総数	大和市	綾瀬市	移動営業	継続	新規		
飲食店営業	585	497	88				126	93
菓子製造業	44	34	9	1			11	11
乳処理業								1
特別牛乳搾取処理業								
乳製品製造業	1		1					
集乳業								
魚介類販売業	9	6	3				1	5
魚介類競り売り営業								
魚肉練り製品製造業	1	1						
食品の冷凍又は冷蔵業	1	1						2
缶詰又は瓶詰食品製造業	1		1					
喫茶店営業	11	10	1				5	7
あん類製造業								
アイスクリーム類製造業	1	1						
食肉処理業	4	3	1					
食肉販売業	10	8	2				1	5
食肉製品製造業	1	1						
乳酸菌飲料製造業								1
食用油脂製造業								
マーガリン又はショートニング製造業								
みそ製造業								
しょうゆ製造業								
ソース類製造業								
酒類製造業								
豆腐製造業	1	1						
納豆製造業								
麺類製造業								
そうざい製造業	8	5	3				2	3
添加物製造業								
食品の放射線照射業								
清涼飲料水製造業	1		1					3
氷雪製造業								
合 計	679	568	110	1	0	0	146	131

(1) - 2 改正食品衛生法に基づく許可営業（令和3年6月1日以降に許可を受けた施設）

	地区別施設数				許可取扱数		廃業件数	監視指導 件数
	総数	大和市	綾瀬市	移動営業	継 続	新 規		
飲 食 店 営 業	1,823	1,371	208	244		401	63	864
調理の機能を有する自動販売機	11	8	3			2	1	1
食 肉 販 売 業	34	24	10			5	1	30
魚 介 類 販 売 業	41	33	8			5		30
魚介類競り売り営業								
集 乳 業								
乳 処 理 業	1		1			1		1
特別牛乳搾取処理業								
食 肉 処 理 業	9	6	3			3	1	9
食品の放射線照射業								
菓 子 製 造 業	141	98	40	3		26	4	54
アイスクリーム類製造業	2	2						1
乳 製 品 製 造 業	4	3	1			1		3
清涼飲料水製造業	4	2	2			1		2
食 肉 製 品 製 造 業	8	4	4			2		8
水 産 製 品 製 造 業	2	2						
氷 雪 製 造 業								
液 卵 製 造 業								
食 用 油 脂 製 造 業	1		1					1
みそ又はしょうゆ製造業	3		3					1
酒 類 製 造 業	1		1					1
豆 腐 製 造 業	3	2	1					2
納 豆 製 造 業								
麺 類 製 造 業	1	1				1		
そ う ざ い 製 造 業	34	22	12			6	3	11
複合型そうざい製造業	4	2	2					3
冷 凍 食 品 製 造 業	1		1			1		1
複合型冷凍食品製造業	1	1				1		1
漬 物 製 造 業	13	6	7			1		3
密封包装食品製造業	6	3	3					
食 品 の 小 分 け 業	5	1	4				1	2
添 加 物 製 造 業	2	1	1			1		2
合 計	2,155	1,592	316	247	0	458	74	1031

(1) - 3 届出を要する営業

		地区別施設数				監視指導 件数
		総数	大和市	綾瀬市	移動営業	
※旧許可業種で あった営業	魚介類販売業 (包装済みの魚介類のみの販売)	4	4			
	食肉販売業 (包装済みの食肉のみの販売)	38	24	14		10
	乳類販売業	54	37	17		4
	氷雪販売業	2	2			1
	コップ式自動販売機 (自動洗浄・屋内設置)	212	160	52		2
販売業	弁当販売業	9	5	4		1
	野菜果物販売業	33	23	10		2
	米穀類販売業	9	7	2		
	通信販売・訪問販売による 販売業	8	5	3		
	コンビニエンスストア	156	116	40		16
	百貨店、総合スーパー	75	57	18		50
	自動販売機による販売業 (コップ式自動販売機(自動洗 浄・屋内設置)を除く。)	184	136	48		1
	その他の食料・飲料販売業	239	189	45	5	26
製造・加工業	添加物製造・加工業(法第13条 第1項の規定により規格が定め られた添加物の製造を除く。)					
	いわゆる健康食品の製造・加工業	5	3	2		6
	コーヒー製造・加工業 (飲料の製造を除く。)	23	19	3	1	3
	農産保存食料品製造・加工業	1		1		
	調味料製造・加工業	4	3	1		
	糖類製造・加工業					
	精穀・製粉業	2	1	1		
	製茶業	5	4	1		
	海藻製造・加工業	2	2			
	卵選別包装業	3		3		
	その他の食料品製造・加工業	33	12	18	3	9
上記以外のもの	行商	1			1	
	集団給食施設	152	115	37		49
	器具、容器包装の製造・加工業 (合成樹脂が使用された器具又 は容器包装の製造、加工に限る。)	5	2	3		5
	露店、仮設店舗等における飲食の 提供のうち、営業とみなされない もの					30
	その他	8	2	6		1
合 計		1,267	928	329	10	216

※令和3年6月1日から届出業種に移行した営業

(2) 食品等の検査

違反食品、不良食品等を排除するため、管内で製造又は流通する食品について、計画的に収去検査を実施した。

	収去検体数	不適検体数	不適内訳	
			理化学	細菌
鮮魚介類	4	0		
冷凍食品	3	0		
魚介類加工品				
肉卵類及びその加工品	7	0		
乳	16	0		
乳製品	3	0		
乳類加工品				
アイスクリーム類・氷菓				
穀類及びその加工品				
野菜・果物及びその加工品	11	0		
菓子類	10	0		
清涼飲料水	9	0		
缶詰・瓶詰食品	2	0		
その他の食品	22	0		
添加物（化学的合成品）				
器具・容器包装	3	0		
合計	90	0		

(3) 食品関係等の苦情処理

消費者から寄せられた食品等に係わる苦情相談に対して、迅速、適確な処理に努めた。

	件数	異物混入	かび	腐敗変敗	異味異臭	不衛生	容器包装不良	有症苦情	その他
乳・乳製品・乳類加工品	1								1
魚介類及びその加工品	5							5	
肉・卵類及びその加工品	18	1						14	3
穀類及びその加工品	6	3	1		1			1	
野菜類(豆類を含む)及びその加工品	2							1	1
菓子類	5	2				1		1	1
その他の食品	32	10	2	1		1		10	8
不明									
施設に関するもの	30					27			3
合計	99	16	3	1	1	29		32	17

(4) 食中毒対応

患者から寄せられた食品等に係わる健康被害に対して、迅速、適確な処理に努めた。

発生年月日	喫食者数	患者数	病因物質
令和7年8月17日	14	2	腸管出血性大腸菌 0157

(5) 免許取扱事務

	申請内容				届出	総数
	申請	書換	再交付	名簿登録削除	返納	
調理師	51	11	19	2		83
製菓衛生師	9					9
ふぐ包丁師						0
合計	60	11	19	2	0	92

2 自主衛生管理の推進

(1) 食品衛生関係団体に対する指導・支援

食品衛生指導員が行う巡回指導事業等に対して、適宜指導・支援を実施した。

(2) 食品衛生責任者講習会

営業者の自主管理の推進を目的に、食中毒予防・危機管理・食品衛生について講習会を開催した。また、動画視聴によるeラーニング版の講習会も実施した。

	開催年月日	講習会内容	受講者数
1	令和7年4月9日	露店営業者等講習会	63
2	6月4日	食品衛生指導員研修会	17
3	9月3日	特定給食施設等講習会	44
4	9月10日	特定給食施設等講習会	39
5	9月18日	特定給食施設等講習会	43
6	10月3日	露店営業者等講習会	19
7	10月8日	食品衛生指導員研修会	17
8	令和8年2月26日	食品衛生責任者講習会	83
9	3月5日	食品衛生指導員研修会	15
10	3月11日	食品衛生責任者講習会	6
11		eラーニング受講者	346
合 計			692

3 食品衛生知識の普及啓発

(1) 消費者等を対象とした食品衛生講習会

	開催年月日	講習会内容	受講者数
1	令和7年7月24日	大和市食生活改善推進員養成講座	17
合 計			17

(2) 食品衛生月間

開催日：令和7年8月1日～31日

- ・大和市の駅等4か所及び綾瀬市商工会に設置されたデジタルサイネージを利用し、食中毒予防について広報活動を行った。
- ・庁舎に食中毒予防の横断幕を掲示した。